

○大隅肝属広域事務組合建設工事請負工事契約約款

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合告示第11号

肝属地区一般廃棄物処理組合建設工事請負工事契約約款（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合告示第6号）の全部を改正する。

大隅肝属広域事務組合契約規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第16号）第2条において準用する鹿屋市契約規則（平成18年鹿屋市規則第61号）第30条第3項の規定に基づき、建設工事請負契約書標準書式を次のように定める。

大隅肝属広域事務組合建設工事請負契約書標準書式

建設工事請負契約書

1 工事名

2 工事場所

3 工期 年 月 日から 日間
年 月 日まで

4 請負代金額

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

注 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金に5/105を乗じて得た額である。

【〔 〕の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。】

5 契約保証金

6 解体工事に要する費用等

注 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、（1）分別解体等の方法、（2）解体工事に要する費用、（3）再資源化等をする施設の名称及び所在地、（4）再資源化等に要する費用についてそれぞれ記入する。

上記の工事について、管理者と請負者とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持する。

年 月 日



大隅肝属広域事務組合
発注者 管理者

印

請負者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

建設業法許可番号（ ）第 号

建設工事請負変更契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 変更契約事項

(1)	第 回変更請負契約金額増減額	一金 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 一金 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項、第29条、地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に5/105を乗じて得た額である。
(2)	完成期間	
	ただし当初完成期限	
	第 回変更完成期限	
	第 回変更完成期限	
	今回変更完成期限	
(3)	工事内容	別紙のとおり
(4)	その他の事項	

4 変更工程表 別表のとおり

この契約の証として、本契約書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通保持する。

年 月 日



大隅肝属広域事務組合
発注者 管理者

印

請負者 住 所

商号又は名称

代表者 氏名

印

大隅肝属広域事務組合建設工事請負工事契約約款

(総則)

第1条 大隅肝属広域事務組合管理者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、頭書の工事の請負契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事的物を完成するために必要な一切の手段については乙が定めることができる。

(工事用地の確保等)

第2条 甲は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、乙が工事の施行上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 乙は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不要となった場合において、当該工事用地等に乙が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復又は取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。

(関連工事の調整)

第3条 甲は、乙の施行する工事及び甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、乙は、甲の調整に従い第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

第4条 乙は、この契約締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、甲が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。
- 3 工程表及び請負代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。

(契約の保証)

第5条 この契約に要する保証については、第5条 に定めるところによるものとし、第5条の 及び第5条の の規定は適用しない。

第5条の2 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条の3 乙は、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合は、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、甲は、保証金額の増額を請求することができ、乙は、保証金額の減額を請求することができる。

第5条の4 乙は、この契約の保証を要しない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合には、この限りでない。

2 乙は、工事目的物並びに工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第33条第2項の規定による部分払のた

めの確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
(一括委任又は一括下請負の禁止)

第7条 乙は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
(下請負人の通知)

第8条 甲は、乙に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
(特許権等の使用)

第9条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。
(監督員)

第10条 甲は、監督員を定めたときは、書面をもってその氏名を乙に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約に基づく甲の権限とされる事項のうち、甲が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 甲は2人以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約に基づく甲の権限の一部を委任したときは当該委任した権限の内容を、書面をもって乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として書面をもってこれを行わなければならない。

(現場代理人及び主任技術者)

第11条 乙は、現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる(現場代理人)主任技術者(監理技術者)及び専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)を定め、書面をもってその氏名を甲に通知しなければならない。現場代理人、主任技術者(監理技術者)又は専門技術者

を変更したときも同様とする。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、この契約に基づく乙の一切の権限（請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。
- 3 乙は、前項に規定にかかわらず、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって甲に通知しなければならない。
- 4 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 甲又は監督員は、現場代理人、主任技術者（監理技術者）、専門技術者、その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受理した日から10日以内に書面をもって甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面をもって乙に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料につき、設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

- 2 乙は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、乙から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。
- 5 乙は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 乙は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第14条 乙は、設計図書において監督員の立会いの上、調合し、又は調合について見

本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 乙は、設計図書において監督員の立会いの上、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 乙は、前2項の規定により必要とされる監督員の立会い又は見本検査を受けるほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書で定めるところにより当該記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。
- 4 監督員は、乙から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。監督員が正当な理由がないのに乙の求めに遅滞なく応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、乙は、書面をもって監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、乙は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の要求があったときは、遅滞なくこれを提出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第15条 甲から乙へ支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 甲又は監督員は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、乙は、遅滞なく書面をもってその旨を甲又は監督員に通知しなければならない。
- 3 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 甲は、乙から第2項後段の規定による通知（監督員に対する通知を含む。）を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は第6項の規定により支給材料若しくは貸与品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対してその旨を明らかにした書面をもって当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

- 7 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかしがあり、使用に相当でないと認めるときは、直ちに書面をもってその旨を監督員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 乙は、工事の完成、工事内容の変更等によって不要となった支給材料又は貸与品を設計図書で定めるところにより、甲に返還しなければならない。
- 10 乙は、自己の故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 乙は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第16条 乙は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において監督員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示による等甲の責めに帰すべき理由によるときは、第18条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

- 2 甲又は監督員は、乙が第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。この場合においては、当該検査及び復旧に要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第17条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもって、その旨を監督員に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書と工事現場の状況とが一致しないこと。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面と仕様書が交互符号しないこと、及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）。
 - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を乙に通知しなければならない。
 - 3 第1項の事実が甲乙間において確認された場合において、必要があると認められ

るときは、次の各号に掲げるところにより、工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。

(1) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 甲が行う。

(2) 第1項第1号、第3号又は第4号に該当し工事内容を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 甲乙協議して甲が行う。

(3) 第1項第2号に該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 甲が行う。

4 前項の規定により、工事内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合においては、次条第1項後段及び第2項の規定を準用する。

5 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以前に甲に通知して工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。ただし、甲がその期間内に合意、変更訂正又は協議に係る決定を行わないことにつきやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(1) 第1項の規定による確認を求めた後20日以内に確認についての合意が成立しないとき。

(2) 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、甲が20日以内に工事内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。

(3) 前項において準用する次条第2項の規定による協議を申し出た後20日以内に協議が整わないとき。

(工事の変更、中止等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより工期若しくは請負代金額を変更し、又は必要な費用等を甲が負担しなければならない。

2 工期又は請負代金額の変更は、甲乙協議して定める。

3 甲は、第1項の場合において、乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、甲乙協議して定める。

4 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、第1項の規定により、工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第19条 乙は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理

由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第20条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、甲乙協議して書面をもって定めなければならない。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙と協議の上、通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。

3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議して請負代金額を変更しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第21条 甲又は乙は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

2 前項の規定による請求は、この契約締結の日から12月を経過した後でなければ、これを行うことはできない。

3 甲又は乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額を言う。以下同じ。)との差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

4 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。

5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「この契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。

7 前項の特別な要因及び主要な工事材料並びに前項の適当な額の算定の方法は、設計図書で定める。

8 工期内に、インフレーションその他の予期することのできない特別の事情により賃金又は物価に著しい変動を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、前各項の規定にかかわらず、甲乙協議して請負金額を変更するものとする。

(臨機の措置)

第22条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙はあらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく監督員に通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを求めることができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。この場合における甲の負担額は、甲乙協議して定める。

(一般的損害)

第23条 工事目的物の引渡前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第25条第1項に規定する損害を除く。）は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

2 前項に定めるもののほか、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

第25条 強風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、甲乙双方の責めに帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、乙は、その事実の発生後、遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保

険等によりてん補されるものを除く。以下本条において同じ) の状況を確認し、その結果を書面をもって乙に通知しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、甲に対して書面をもって請負代金額の変更又は損害額の負担を求めることができる。
- 4 甲は、前項の規定により、乙から請負代金額の変更又は損害額の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事の出来形部分又は通常妥当と認められる工事仮設物、現場の搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項第14条第1項若しくは第2項又は第33条第2項の規定による検査又は立会いその他乙の工事に関する記録等により確認し得るものに係る額に限る。以下本条において「損害額」という。）のうち、請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、甲乙協議して定める。
 - (1) 工事の出来形部分に関する損害 損害を受けた出来形部分に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる天災その他の不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による請負代金額の変更又は損害額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。
- 7 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片付けに要する費用は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

(請負代金額の変更に代える工事内容の変更)

第26条 甲は、第9条、第15条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条又は第29条の規定により、請負代金額を増額すべき場合（費用を負担すべき場合を含む。）において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額の全部又は一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、変更すべき工事内容は、甲乙協議して定める。

(検査及び引渡し)

第27条 乙は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知しなければな

らない。

- 2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に、乙の立会いのもとに、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、甲は、やむを得ない理由があるときは、乙の同意を得て、21日以内に検査を完了することができる。
- 3 甲は、前項の規定による検査を完了したときは、当該検査の結果を書面をもって乙に通知しなければならない。
- 4 甲は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、乙が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に当該工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において、乙は、直ちにその引渡しをしなければならない。
- 6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第28条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 甲が、その責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超える時は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第29条 甲は、第27条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を乙の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による使用により、乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、甲乙協議して定める。

(前払金)

第30条 乙は、請負代金額が400万円以上の契約について、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、同

条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結して、甲に対して請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を請求することができる。

- 2 乙は、前項の保証契約を締結したときは、直ちにその保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 工事内容の変更その他の理由により著しく請負代金額を増額した場合においては、乙は、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 工事内容の変更その他の理由により請負代金額を減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、乙は、その減額の日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。
- 6 乙は、前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年3.4パーセントの割合による遅延利息の支払をしなければならない。

（保証契約の変更）

第31条 乙は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して、さらに前払金の支払を請求する場合は、あらかじめ保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第32条 乙は、前払金をこの工事の材料費労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第33条 乙は、工事の完成前に、工事の出来形部分及び工事現場に搬入した工事材料（製造工場等にある工場製品を含み、監督員の検査を要するものにあつては、当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては、設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより、部分払を請求することができる。

る。ただし、この請求については、甲乙協議して定める。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料（又は製造工場等にある工場製品）の確認を甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその確認を行い、その結果を乙に通知しなければならない。

3 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times （9/10－前払金額/請負代金額）

4 乙は、第2項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があったときは、その日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。

5 前項の規定により、部分払金の支払があった後、乙が再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第3項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第34条 工事目的物に、甲が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において当該部分の工事が完了したとき、第27条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第5項及び第28条中「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（第三者による代理受領）

第35条 乙は、甲の承諾を得て、請負代金の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第28条（前条において準用する場合を含む。）又は第33条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する乙の工事中止）

第36条 乙は、甲が第30条又は第33条又は第34条において準用される第28条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を甲に通知しなければならない。

2 第18条第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。

（かし担保）

第37条 工事目的物にかしがあるときは、甲は、乙に対して相当の期間を定めてその

かしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第27条第3項又は第4項（第34条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間以内に、これを行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合は、当該請求をすることができる期間は、10年とする。

(1) 石造、土造、れんが造、金属造、コンクリート造及びこれらに類するものによる建物その他土地の工作物又は地盤のかし 2年

(2) 木造による建物その他土地の工作物のかし、設備工事及び施設工事のかし並びに全号に掲げる以外のかし 1年

3 甲は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、遅滞なく書面をもってその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、甲は、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第38条 乙は責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、甲は、乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第28条第2項（第34条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第39条 第5条の3第1項の規定の適用によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、乙が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 乙は、前項の規定により保証人が選定し、甲が適当と認めた建設業者（以下「代替履行业者」という。）から甲に対して、この契約に基づく次に定める乙の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行业者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として乙に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) かし担保債務（乙が施工した出来形部分のかしに係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び業務（第24条第2項の規定により乙が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 甲は、前項の通知を代替履行业者から受けた場合は、代替履行业者が前項各号に規定する乙の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による甲の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて甲に対して乙が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として消滅する。

（甲の解除権）

第40条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき理由により、工期内又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明かに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第42条第1項の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。

3 前項の場合において、第30条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第33条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、乙は、その余剰額に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年3.4パーセントの割合で計算した額の利息を付して甲に返還しなければならない。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合においては、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

5 前項の場合において、第5条の2第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第41条 甲は、工事が完成しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。ただし、前条第3項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、この損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第42条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第17条第5項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、工事を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明かに認められるとき。

(2) 第18条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(3) 第18条第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(4) 甲がこの契約に違反し、その違反により工事を完成することが不可能になったとき。

2 第40条第2項及び第3項並びに前条の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第40条第3項の規定のうち利息に関する部分は、準用しない。

(解除に伴う措置)

第43条 この契約が解除された場合においては、乙は、次項以下に定める措置をとらなければならない。

2 第15条の規定による貸与品があるときは、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 3 第15条の規定による支給材料があるときは、工事の出来形として検査に合格した部分に使用されているものを除き、これを甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は工事の出来形検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 工事用地等に、その所有に属する工事材料建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有に属するこれらの物件及び前2項の貸与品又は支給材料のうち甲に返還しないものを含む。）があるときは、これを搬出するとともに工事用地等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。
- 5 前項の場合において、乙が、正当な理由がないのに一定の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等を原状に復さないときは、甲は乙に代わって当該物件を処分し、その他工事用地等を原状に復することができる。この場合においては、乙は、甲の処分等について異議を申し出ることができないとともに、甲のこれに要した費用を負担しなければならない。
- 6 第2項から第4項までに規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第40条の規定による甲の解除権の行使であるときは甲が定め、第41条の規定による甲の解除権の行使であるとき、又は第42条の規定による乙の解除権の行使であるときは、甲乙協議して定める。

（火災保険等）

第44条 乙は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより、火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく甲に提示しなければならない。

3 乙は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。

（紛争の解決）

第45条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合は、甲及び乙は、建設業法による鹿児島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

第46条 甲及び乙は、その一方又は双方が審査会のあっせん又は調停により紛争が解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（その他）

第47条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定める。